

## 第 25 回児童福祉審議会議事録

日 時 平成 30 年 6 月 28 日(木) 9:00~10:15

会 場 はぐくみかん 5 階 会議室 3・4

出席委員—飯島奈津子、石井香、一之瀬幸生、井上亮子、岩波啓之、織田俊美、菊池匡文、岸川洋治、  
小谷亜弓、五本木愛、小村陽子、児山秀一、新保幸男、杉本純子、鈴木立也、新平鎮博、  
檜山直春、松本敬之介、宮嶋美紗、宮田丈乃、室谷千英、望月幸治、吉田裕一、  
欠席委員—木津りか、澁谷昌史、関守麻紀子、宮本朋幸 (五十音順、敬称略)

事務局—こども育成部	平澤部長 神藤医長
こども育成総務課	依田課長、飯田係長、青木主任
こども青少年支援課	奥津課長
こども青少年給付課	吉田課長
こども健康課	森田課長
保育運営課	植野課長
教育・保育支援課	佐藤課長
こども施設課	葛貫課長、小澤課長補佐、角津係長
児童相談所	高場所長

傍聴者 1 名

### 1 開 会

会議定足数報告

出席委員 24 名、欠席委員 4 名で第 25 回児童福祉審議会成立。

### 2 辞令交付

人事異動により新たに就任した 3 名の委員のうち、交付済みの小谷委員を除く 2 名の委員に永妻副市長による辞令交付。

### 3 諮問書交付

議案第 1 号 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

議案第 2 号 社会的養護推進計画の策定について

議案第 3 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の基準について

上記 3 議案につき、永妻副市長から室谷委員長へ諮問。

### 4 永妻副市長挨拶

### 5 議 事

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

(2) 社会的養護推進計画の策定について

(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の基準について ほか

## 6 報告事項

(1) 平成 29 年度 児童福祉審議会等開催状況について

(2) 平成 30 年度 こども育成部の組織・予算の概要について

(3) 平成 29 年度 横須賀市児童相談所の相談受付状況について

## 7 その他

## 8 閉会

### 【審議結果】

(1) 議案につき、委員から、認定こども園の運用に関して、柔軟にして頂きたい等の意見があった。これらの意見については、分科会にて検討する。

(2) 報告事項及びその他について、了承された。報告事項(3)の児童相談所の相談受付状況について、意見があった。

### 【意見概要】

#### 議事(2) 社会的養護推進計画の策定について

(織田委員)

最近、5歳の女の子が児童相談所を経由しながら、親御さんの意見を聞いて踏み込まず、保護せずに引き渡してしまって事件が起きた、こういうケースがかなり多いと思う。こういった推進計画を策定するのは大切なことだが、実施するにあたって具体的なかたちに表れるものを作っていただきたい。

(事務局)

今のご意見は、まさに現場のケースワークの重要性と捉えている。一方、「社会的養護推進計画」は、例えば、より家庭的な環境でお子さんを養育していこうというような、現場のケースワークとは少々外れたかたちでの児童相談所の強化、子どもの養育の強化という部分で踏み込んでいく計画となるので、現場のケースワークの部分がこの計画に盛り込まれるということではない。そこはご理解いただきたい。

(井上委員)

社会的養護の必要な子どもたちの中には、相当専門的なケアをしなければならない場合や、保護者についても、通常の子育て技術では対応のできない方がたくさんいるのではないかと。そこには必ず治療的な観点が必要な場合や、保護した後の治療、あるいは、その後のその方々の人生まで描ける立場の方がここに入らない限り、社会的養護推進計画を有効なものにしていけないのではないかと。

例えば施設に入った子でさえも、福祉関係を学んでいる専門的な施設職員でも手を焼くようなケースがたくさんあり、その方をサポートするような体制がない限り、子どもの保護というのはスムーズに進まないこともある。もう少し踏み込んだかたちで社会的養護を推進するというのであれば、子ども・子育て分科会の中でゲストをお迎えしてご意見を聞くというようなことや、成人した施設の卒業生の社会的養護に貢献している NPO の方をお呼びするというような視点をぜひ加えていただきたい。

(事務局)

社会的養護の分野は専門的な知見と経験を持たれた委員の方にご検討いただくために、子ども・子育て分科会の中に、社会的養護推進計画策定検討部会というものを新たに設置していただく。

こちらの検討部会で検討していただいた結果を子ども・子育て分科会にご提案いただきたいと思いますと思っている。

### 議事(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼稚園型・保育所型および地方裁量型の認定等の基準について

(岩波委員)

この件に関しては、横須賀市内には保育所型が現在ないので、幼稚園から移行した認定こども園の多くが幼稚園型であるということを考えるときに、今後の幼稚園からの認定こども園の移行推進・促進という観点から、運用に関しては、ぜひ柔軟に取り扱いいただきたい。

(事務局)

今のご提案の部分は、この分科会の中でしっかり検討していく。

### 報告事項(3) 平成29年度 横須賀市児童相談所の相談受付状況について

(石井委員)

この数字を漠然と見た限りでは、相談件数が少し多いという印象を受けるが、この数字は単発で起きているものなのか。それとも継続して起きているものもこちらに含まれているのか。

また、相談に来た方に対して、どのようなかたちの指導や、相談をしているのか。

(事務局)

この件数は児童相談所に虐待の恐れ、もしくは虐待ということで通報いただいた件数になる。通報いただくと、必ずケースワーカー等がそのお子さんを現認する作業に入る。ケースワーカーが、虐待ではなくて赤ちゃんが泣いていると判断しても、最低限3カ月はセーフティネットを張り、3カ月間の中で何度か家庭訪問を繰り返して、特に問題無しということであればケース停止というかたちになる。

それに対して、虐待と認定され、継続的に保護者への指導・援助が必要と思われる場合は、何回も家庭訪問し、面接も行う。時には職権を利用してお子さんを一時保護する場合もある。もちろん年度をまたがって、虐待自体がなくなるまで関わっていくことになる。

また、理想の指導・援助の方法については、ケース・バイ・ケースで、児童相談所は子どもの最善の利益を優先するが、重ねて家族支援という使命もある。児童の安全を図りつつ、保護者も含めた世帯全体の社会的資源を活用しながら行っていくが、そのケースによってさまざまということをご理解いただきたい。

(五本木委員)

相談件数の速報の1ページ目で、知的障害が多く記載され、発達障害が0件というのは違和感がある。どこを基準に知的障害としているのか。

障害児の現状を見ていると、知的障害より発達障害の子がうなぎ上りで報告されており、そこで育てにくさを感じて保護者が困っているという事例が多い。どういう基準で知的障害と分けているのか教えていただきたい。

(事務局)

この知的障害の458件のほとんどは、療育手帳の申請に係る相談となっている。発達障害が0件というのはとても違和感があるが、これは国の区分であり、われわれは発達障害のお子さんたちに関わるところを下から3番目の「適性」というところでカウントしている。これは各児童相談所によって捉え方が違うと思うが、発達障害のご相談が0件ということではなく、適性のほうに組まれているということでご理解いただきたい。

(室谷委員長)

他の県の児童相談所と連携を取るというのはどうかたちで数字として表れているのか。

(事務局)

裏面2ページ、経路別件数の表の2段目、合計額の隣にその他というのがある。この56件が、他の児相からのいわゆる移管件数が含まれた数字ということになる。

(室谷委員長)

これから、そういう連携の問題も、出てくるのではないかと思う。その点は気を使っていただきたい。

(一之瀬委員)

予算のところで、例えば病児保育などを考えた場合、重点項目の11ページのところでは、平成34年に向けて検討を進めますと記載されているが、利用者の実感からすると、かなり遅いと感じる。もう少し早めるなり、検討をする必要があるのではないか。

(事務局)

病児保育については、現在1カ所あるが、その後、こちらに記載のとおり中央こども園の整備に併せ検討している。また、その他にも1カ所現在検討を進めており、スピード感を持ってやっていく。

(一之瀬委員)

この審議会で伝えた場合、計画については変更・修正されるのか、または、これは決まっているので、この5年後のところでもより良くしていくところは伝えたほうがいいのか。

(事務局)

この5年の中でより良くしていくことについてはお伝えいただきたい。

以上